

係	照合

共済組合員申告書

(任意継続組合員の資格取得)

- ◆組合員の資格喪失は、申告書電子データ又は紙ベースで退職後すぐに提出してください。
- ◆この申告書は、退職日から20日以内に提出してください。

記号	番号	所属所名

氏名	カナ カ ナ (左づめで、姓と名の間は1文字あけて記入してください)
	漢字 漢 字

異動事由・年月日				
事由	元号	年	月	日

退職年月日			
元号	年	月	日

(退職の場合、退職日の翌日を記入)

◆電話番号は必ず記入してください。

住民票上の住所	郵便番号	—	電話番号
	フリガナ		

給付金口座	銀行コード	支店コード	普通預金	口座番号(右づめ)
	金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 信託銀行 <input type="checkbox"/> 労働金庫 <input type="checkbox"/> 農協	支店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本所 <input type="checkbox"/> 支所

任意継続組合員資格取得				
納付方法	<input type="checkbox"/> 毎月納付 <input type="checkbox"/> 6か月前納 <input type="checkbox"/> 12か月前納	<input type="checkbox"/> 所属所から振込 <input type="checkbox"/> 組合員から振込	払込	支払延長
	退職時の標準報酬の月額		1	0
注意 組合員から振込する場合は、ご本人の氏名でお振込ください。また、振込手数料は、ご本人負担となりますのでご了承ください。				

- ◆納付方法を選択してください。 ◆納付期限は退職日から20日以内です。
- ◆所属所から振込む場合は、P1-35の払込明細表を添付してください。
- ◆6か月前納の場合は資格取得月から9月分(10月以降に取得する場合は翌年3月分)まで、12か月前納の場合は資格取得月から翌年3月分までを一括して前納することになります。
- ◆納付額案内書、資格情報通知書及び資格確認書(該当者のみ)については、「所属所から振込」の場合は所属所へ、「組合員から振込」の場合は組合員のご自宅へ送付します。送付先変更を希望の場合、その旨を備考欄に記入してください。

備考

<input type="checkbox"/> 組合員資格確認書発行希望
<input type="checkbox"/> 被扶養者資格確認書発行希望
発行理由
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード未取得
<input type="checkbox"/> マイナ保険証未連携
<input type="checkbox"/> その他()

申告者欄	上記のとおり申告します。 愛知県市町村職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日 住所 申告者 氏名	所属所証明欄	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 職名 所属所長 氏名
------	--	--------	--

注意事項 「申告者欄」及び「所属所証明欄」の日付は一度記入したら訂正はできません。
短期組合員が資格喪失の申告をしたときは、地方公務員等共済組合法施行規程第92条第3項に規定する退職の届書を兼ねます。
網掛け部分は記入しないでください。